

公益財団法人 堀田育英財団

令和7年度奨学生募集要項

1. 趣 旨

公益財団法人堀田育英財団（以下、本財団という）は、向学心に富み、学業優秀であり、かつ、品行方正である学生のうち、欧州の大学もしくはこれらと同程度の学校で服飾・美術・音楽・建築等の芸術文化を学び、我が国の芸術文化の水準の向上を目指す日本人留学生に対して、奨学金を給与することにより、有為の人材を育成することを目的とします。

2. 特 徴

この奨学金の特徴は次のとおりです。

- (1) 奨学金は給与とし、返済の義務はありません。
- (2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由とします。
- (3) 他の奨学金との併給は、原則として認めません。

（但し、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金は除きます。）

3. 奨学生の応募資格

- (1) 原則今春、大学、大学院もしくは専修学校を卒業し、欧州の大学もしくはこれらと同程度の学校に留学予定の、当財団の趣旨に見合った日本人学生。
- (2) 向学心に富み、学業優秀であり、かつ、品行方正である者。

4. 採用人員

日本人留学生 10名

5. 奨学金の額と給与の方法

(1) 給与金額

大学生 月額 8 万円

(2) 給与の期間

原則、新学期が始まる 9 月から、正規の最短修業年限の終期まで（ただし、最長 2 年間）としますが、希望者には、留学先での語学研修期間を考慮して、6 月から給与を開始（最長 2 年間）します。

採用年度内（4 月から翌年 3 月まで）に入学できない場合は、当財団が認めた場合を除き、合格の権利を失うものとします。

(3) 給与の方法

奨学金は原則として、3 月、6 月、9 月、12 月の一定日に直接本人に給与します。（本人名義の銀行等の預金口座に入金となりますが、日本国内の金融機関に限ります）

6. 奨学金の休止、停止又は廃止事由

- (1) 退学したとき。
- (2) 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したとき。
- (3) 奨学生が原級にとどまったとき、又は卒業延期の恐れが生じたとき。
- (4) 傷い、疾病などのため成業の見込がなくなったとき。
- (5) 奨学生の学業成績又は性行が不良となったとき。
- (6) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- (7) 奨学生として適当でない事実があったとき。
- (8) 在學校で処分を受け、学籍を失ったとき。
- (9) その他奨学生としての資格を失ったとき。

7. 手 続

(1) 提出書類（すべて日本語に限る。）

- ① 奨学生願書（本財団指定用紙を使用し、保証人と連署。保証人は原則として保護者とすること。）

- ② 出身大学もしくは専修学校の推薦調書（様式適宜。）
- ③ 出身大学もしくは専修学校の成績証明書、又は出身高等学校の調査書。

(2) 提出方法

本人が書類を揃えて、大学事務局、専修学校事務局を通じて本財団宛郵送のこと。

(3) 提出期限

令和6年11月29日（金）（財団必着）

(4) 提出先（連絡先）

〒107-0061

東京都港区北青山二丁目14番4号 the ARGYLE aoyama 13階

三喜商事株式会社内

公益財団法人 堀田育英財団 事務局

担当者： 渡邊 祐子

8. 奨学生の決定

(1) 奨学生の決定は、本財団の奨学生選考委員会の選考を経て、第一次合格者のみ その結果を令和7年1月10日（金）までに大学事務局、専修学校事務局経由で通知します。

その後、面接を経て最終合格者を理事会の承認をもって決定します。

(2) 選考の経過及び決定の理由は公表致しません。

9. 奨学生の義務

奨学生は留学先の入学証明書、6月末に成績証明書及び在学証明書、1月末に生活状況報告書及び在学証明書を理事長宛に報告しなければなりません。

（各証明書には和訳を添付のこと。）

また留学中、留学終了後に関わらず、本財団から別途報告書、レポート等の提出を求められた場合は遅滞なく提出しなければなりません。

奨学金給与終了後の進路についても報告を求めるものとします。

上記の書類は全て日本において応募した大学、専修学校を經由して提出のこと。(PDFによる提出可)